

作業環境測定基準等の一部を改正する告示 読替表 目次

一	改正後の作業環境評価基準第四条の規定による同基準第二条及び第三条の読替え	1
二	改正後のインジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具第三号の規定による同告示第二号の読替え	5

改正後の作業環境評価基準第四条の規定による同基準第二条及び第三条の読替え

(傍線部は第四条の規定による読替部分)

読替後

読替前

(測定結果の評価)

第二条 労働安全衛生法第六十五条の二第一項の作業環境測定の結果の評価は、単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号の表の下欄に掲げるところにより、第一管理区分から第三管理区分までに区分することにより行うものとする。

一 C測定（作業環境測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定（作業環境測定基準第十一条第三項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）のみを行った場合

管理区分	評価値と測定対象物に係る別表に掲げる管理濃度との比較の結果
第一管理区分	第一評価値が管理濃度に満たない場合
第二管理区分	第一評価値が管理濃度以上であり、かつ、第二評価値が管理濃度以下である場合
第三管理区分	第二評価値が管理濃度を超える場合

二 C測定及びD測定（作業環境測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定（作業環境測定基準第十一条第三項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）を行った場合

管理区分 評価値又はD測定の測定値と測定対象物に係

(測定結果の評価)

第二条 労働安全衛生法第六十五条の二第一項の作業環境測定の結果の評価は、単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号の表の下欄に掲げるところにより、第一管理区分から第三管理区分までに区分することにより行うものとする。

一 A測定（作業環境測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の二第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）のみを行った場合

管理区分	評価値と測定対象物に係る別表に掲げる管理濃度との比較の結果
第一管理区分	第一評価値が管理濃度に満たない場合
第二管理区分	第一評価値が管理濃度以上であり、かつ、第二評価値が管理濃度以下である場合
第三管理区分	第二評価値が管理濃度を超える場合

二 A測定及びB測定（作業環境測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の二第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）を行った場合

管理区分 評価値又はB測定の測定値と測定対象物に係

第一管理区分	る別表に掲げる管理濃度との比較の結果 第一評価値及びD測定値の測定値（二人以上の者に対してD測定を実施した場合には、そのうちの最大値。以下同じ。）が管理濃度に満たない場合
第二管理区分	第二評価値が管理濃度以下であり、かつ、D測定値の測定値が管理濃度の1・五倍以下である場合（第一管理区分に該当する場合を除く。）
第三管理区分	第二評価値が管理濃度を超える場合又はD測定値の測定値が管理濃度の1・五倍を超える場合

2 測定対象物の濃度が当該測定で採用した試料採取方法及び分析方法によつて求められる定量下限の値に満たない測定値がある単位作業場所にあつては、当該定量下限の値を当該測定値とみなして、前項の区分を行うものとする。

3 測定値が管理濃度の十分の一に満たない測定値がある単位作業場所にあつては、管理濃度の十分の一を当該測定値とみなして、第一項の区分を行うことができる。

4 労働安全衛生法施行令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の五において準用する有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二十八条の二第一項の規定による作業環境測定の結果の評価にあつては、特定化学物質障害予防規則第二号第一項第三号の二に規定する特別有機溶剤を含む。以下この項において同じ。）を二種類以上含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定値ごとに、次の式により計算して得た換算値を当該測定値とみなして、第一項の区分を行うものとする。この場合において、管理濃度に相当する値は、一とするものとする。

第一管理区分	る別表に掲げる管理濃度との比較の結果 第一評価値及びB測定値の測定値（二以上の測定点においてB測定を実施した場合には、そのうちの最大値。以下同じ。）が管理濃度に満たない場合
第二管理区分	第二評価値が管理濃度以下であり、かつ、B測定値の測定値が管理濃度の1・五倍以下である場合（第一管理区分に該当する場合を除く。）
第三管理区分	第二評価値が管理濃度を超える場合又はB測定値の測定値が管理濃度の1・五倍を超える場合

2 測定対象物の濃度が当該測定で採用した試料採取方法及び分析方法によつて求められる定量下限の値に満たない測定点がある単位作業場所にあつては、当該定量下限の値を当該測定点における測定値とみなして、前項の区分を行うものとする。

3 測定値が管理濃度の十分の一に満たない測定点がある単位作業場所にあつては、管理濃度の十分の一を当該測定点における測定値とみなして、第一項の区分を行うことができる。

4 労働安全衛生法施行令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の五において準用する有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二十八条の二第一項の規定による作業環境測定の結果の評価にあつては、特定化学物質障害予防規則第二号第一項第三号の二に規定する特別有機溶剤を含む。以下この項において同じ。）を二種類以上含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定点ごとに、次の式により計算して得た換算値を当該測定点における測定値とみなして、第一項の区分を行うものとする。この場合において、管理濃度に相当する値は、一とするものとする。

$$C = \frac{C_1}{E_1} + \frac{C_2}{E_2} + \dots$$

この式において、 C 、 C_1 、 C_2 …… 及び E_1 、 E_2 …… は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 換算値
 C_1 、 C_2 …… 有機溶剤の種類ごとの測定値
 E_1 、 E_2 …… 有機溶剤の種類ごとの管理濃度

(評価値の計算)

第三条 前条第一項の第一評価値及び第二評価値は、次の式により計算するものとする。

$$\log E C_1 = \log M_1 + 1.645 \quad (\log^2_1 + 0.084)$$

$$\log E C_2 = \log M_1 + 1.151 \quad (\log^2_1 + 0.084)$$

これらの式において、 E 、 C_1 、 M_1 、 E_1 及び C_2 は、それぞれ次の値を表すものとする。

E 、 C_1 、 M_1 、 E_1 第一評価値
 C 測定の測定値の幾何平均値
 C_2 測定の測定値の幾何標準偏差
 E_2 第二評価値

2 前項の規定にかかわらず、連続する二作業日（連続する二作業日について測定を行うことができない合理的な理由がある場合にあつては、必要最小限の間隔を空けた二作業日）に測定を行ったときは、第一評価値及び第二評価値は、次の式により計算することができる。

$$\log E C_1 = (1/2) (\log M_1 + \log M_2) + 1.645 \quad ((1/2) (\log^2_1 + \log^2_2)) + (1/2) (\log M_1 \cdot \log M_2)$$

これらの式において、 E 、 C_1 、 M_1 、 M_2 、 E_1 、 E_2 及び C_2 は、それ

$$C = \frac{C_1}{E_1} + \frac{C_2}{E_2} + \dots$$

この式において、 C 、 C_1 、 C_2 …… 及び E_1 、 E_2 …… は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 換算値
 C_1 、 C_2 …… 有機溶剤の種類ごとの測定値
 E_1 、 E_2 …… 有機溶剤の種類ごとの管理濃度

(評価値の計算)

第三条 前条第一項の第一評価値及び第二評価値は、次の式により計算するものとする。

$$\log E A_1 = \log M_1 + 1.645 \quad (\log^2_1 + 0.084)$$

$$\log E A_2 = \log M_1 + 1.151 \quad (\log^2_1 + 0.084)$$

これらの式において、 E 、 A_1 、 M_1 、 E_1 及び A_2 は、それぞれ次の値を表すものとする。

E 、 A_1 、 M_1 、 E_1 第一評価値
 A 測定の測定値の幾何平均値
 A_2 測定の測定値の幾何標準偏差
 E_2 第二評価値

2 前項の規定にかかわらず、連続する二作業日（連続する二作業日について測定を行うことができない合理的な理由がある場合にあつては、必要最小限の間隔を空けた二作業日）に測定を行ったときは、第一評価値及び第二評価値は、次の式により計算することができる。

$$\log E A_1 = (1/2) (\log M_1 + \log M_2) + 1.645 \quad ((1/2) (\log^2_1 + \log^2_2)) + (1/2) (\log M_1 \cdot \log M_2)$$

これらの式において、 E 、 A_1 、 M_1 、 M_2 、 E_1 、 E_2 及び A_2 は、それ

それぞれの値を表すものとする。

第一評価値

一日目のC測定の測定値の幾何平均値

二日目のC測定の測定値の幾何平均値

一日目のC測定の測定値の幾何標準偏差

二日目のC測定の測定値の幾何標準偏差

第二評価値

$E C_2$ | M_2 | M_1 | $E C_1$

それぞれの値を表すものとする。

第一評価値

一日目のA測定の測定値の幾何平均値

二日目のA測定の測定値の幾何平均値

一日目のA測定の測定値の幾何標準偏差

二日目のA測定の測定値の幾何標準偏差

第二評価値

$E A_2$ | M_2 | M_1 | $E A_1$

改正後のインジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具第三号の規定による同告示第二号の読替え

(傍線部分は第三号による読替部分)

<p>読替後</p>	<p>二 前号の値は、次のイ又はロに掲げる場合に依りて、それぞれ当該イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ C測定（作業環境測定基準第十條第五項第一号から第四号までの規定により行う測定をいう。以下同じ。）のみを行った場合 空气中のインジウムの濃度の第一評価値（作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）第四條において読み替えて準用する作業環境評価基準第二條第一項の第一評価値をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ C測定及びD測定（作業環境測定基準第十條第五項第五号及び第六号の規定により行う測定をいう。以下同じ。）を行った場合 空气中のインジウムの濃度の第一評価値又はD測定の測定値（二人以上の者に対してD測定を実施した場合には、そのうちの最大値）のうちいずれか大きい値</p>
<p>読替前</p>	<p>二 前号の値は、次のイ又はロに掲げる場合に依りて、それぞれ当該イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ A測定（作業環境測定基準第十條第四項において準用する作業環境測定基準第二條第一項第一号から第二号までの規定により行う測定をいう。以下同じ。）のみを行った場合 空气中のインジウムの濃度の第一評価値（作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）第二條第一項の第一評価値をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ A測定及びB測定（作業環境測定基準第十條第四項において準用する作業環境測定基準第二條第一項第二号の二の規定により行う測定をいう。以下同じ。）を行った場合 空气中のインジウムの濃度の第一評価値又はB測定の測定値（二以上の測定点においてB測定を実施した場合には、そのうちの最大値）のうちいずれか大きい値</p>